

第3節 消防用設備等着工届、設置届の添付図書等

第1 着工届（「消防用設備等着工届に係る運用についての一部改正について」（平成16年9月14日消防予第167号））

1 共通事項

(1) 届出日等

法第17条の14の規定に基づく届出は、消防用設備等の新設、増設又は移設する場合にあっては消防用設備等ごとに(2)に定める基準日の、変更する場合にあっては変更工事を行おうとする日の、それぞれ、10日前までに行うこと。また、届出時に消防用設備等の詳細な計画が確定していない場合は、その時点における一応の添付図書を提出させ、計画が決定した段階で差し替え等を行わせて差し支えないこと。

(2) 基準日

ア 消火設備

各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。）の接続工事又は加圧送水装置等の設置工事を行おうとする日とする。

イ 警報設備

警報設備の受信機の設置工事を行おうとする日とする。ただし、受信機の設置工事を伴わない場合は、感知器又は検知器の設置を行おうとする日とする。

ウ 避難器具

避難器具の取付金具の設置に係る工事を行おうとする日とする。

エ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

(ア) パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備の格納箱の取り付け工事を行なおうとする日とする。

(イ) パッケージ型自動消火設備

パッケージ型自動消火設備の放出導管（放出口を直接取り付ける放出導管を除く。）の接続工事を行なおうとする日とする。

(3) 添付図書

添付図書は、折り上げで日本工業規格A4を原則とする。また、図書の縮尺は、100分の1を原則とするが、その目的が達成される場合にあってはこの限りでない。

(4) 届出の単位

届出は、防火対象物又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所（以下「製造所等」という。）を設置する事業所ごとに行って差し支えないものとする。

2 添付図書

法第17条の14の規定に基づく消防用設備等の着工届出（以下「着工届」という。）の添付図書及び記載要領等については、別表1によること。

別表 1

着工届の添付図書・記載要領等

	設備の種類	添付図書	記載要領等
消 火 設 備	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 水噴霧消火設備 泡消火設備 屋外消火栓設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	1 付近見取図 2 防火対象物又は製造所等の概要表 3 消火設備の概要表 4 平面図 5 断面図 6 配管系統図 7 配線系統図及び展開図 8 計算書 9 使用機器図	防火対象物又は製造所等の所在地付近の略図 ただし、敷地が大きい場合は、敷地内の配置図も添付すること。 なお、様式については平成5年10月26日消防予第285号別記様式による。以下同じ。 消火設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したものと及び消火設備等の機器等の配置、配管状況等を明記したもの。 消火設備の設置に係る階の断面を明記したもの。 消火設備の構成、配管の経路、口径等を系統的に明記したもの。 配線の種類等、電線系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記したもの。 次に掲げる事項を明記したもの。 なお、算出に用いる各種係数の根拠を明記すること。 (ア) 所要の水量又は消火薬剤量等の算出方法 (イ) 送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法 (ウ) 配管、継手、弁類等の摩擦損失の計算を含む所要揚程等の算出方法 (エ) 電動機等の所要容量の算出方法 (オ) 非常電源の容量の算出方法 加圧送水措置、ノズル、弁、警報装置等に使用されている機器（検定品を除く。）及び非常電源に係る機器の詳細を明記したもの。
警 報 設 備	自動火災報知設備 消防機関へ通報する 火災報知設備 ガス漏れ火災警報設備	1 付近見取図 2 防火対象物又は製造所等の概要表 3 警報設備の概要表 4 平面図 5 断面図 6 配線図	消火設備に準ずる。 警報設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したものと及び警報設備等の機器等の配置、配線状況等を明記したもの。 警報設備の設置に係る階の断面を明記したもの。 電線管の口径、配線本数、電線路の立ち上がり、警戒区域等を明記したもの。

避難設備	<p>金属製避難はしご (固定式のものに 限る。)</p> <p>救助袋 緩降機</p>	<p>1 附近見取図</p> <p>2 避難器具の概要表</p> <p>3 平面図</p> <p>4 立面図</p> <p>5 避難器具の設計図 等</p> <p>6 計算書</p>	<p>消火設備に準ずるほか、避難器具を設置する場所付近に避難器具の使用又は設置に障害となるおそれがあるかどうか判断できるもの。</p> <p>避難器具の設置に係る階の防火区画、階段及び各室ごとの用途等を明記したもの。</p> <p>避難器具の設置に係る部分の立面を明記したもの。</p> <p>避難器具を取り付ける開口部の詳細、避難器具の取付金具及び取り付ける部分の詳細を明記したもの。</p> <p>避難器具の取付金具及び取り付ける部分の強度の算出方法を明記したもの。</p>
	総合操作盤	<p>1. 設備概要表</p> <p>2. 評価書</p> <p>3. 個別確認届出書 及びその添付図書</p>	
必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等	<p>パッケージ型消火設備 パッケージ型自動消火設備</p>	<p>1 付近見取図</p> <p>2 防火対象物又は製造所等の概要表</p> <p>3 設備の概要表</p> <p>4 平面図</p> <p>5 断面図</p> <p>6 放出導管系統図 (パッケージ型自動消火設備のみ)</p> <p>7 配線系統図及び展開図</p> <p>8 使用機器図</p>	<p>防火対象物又は製造所等の所在地付近の略図 ただし、敷地が大きい場合は、敷地内の配置図も添付すること。</p> <p>設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したもの及び消火設備等の機器等の配置状況等を明記したもの。(パッケージ型自動消火設備については、放出導管、同時放射区域の状況を明記したもの。)</p> <p>設備の設置に係る階の断面図を明記したもの。</p> <p>設備の構成、放出導管の経路、口径等を系統的に明記したもの。</p> <p>配線の種類等、電線系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記したもの。</p> <p>パッケージ型消火設備 ノズル、弁等に使用されている機器の詳細を明記したもの。</p> <p>パッケージ型自動消火設備 感知部、放出口等に使用されている機器及び非常電源に係る機器の詳細を明記したもの。</p>

3 留意事項

- (1) 消防用設備等の着工届に添付する図書については、届出書に過度の負担となるような図書の添付を要求しないこと。
- (2) 消防同意の際に消防用設備等の設計に関する図書が提出されているなど、すでに消防機関において保有している図書がそのまま活用できる場合にあつては、当該図書をもって着工届の添付図書に代えるものとして差し支えないこと。
- (3) 製造所等に設置される消防用設備等に係る着工の届出については、製造所等の設置又は変更の許可申請において、既に(2)に掲げる添付図書と同一の図書が提出されている場合には、当該添付図書を着工届に添付しないこととして差し支えないこと。
- (4) 消防用設備等の着工届制度は、実際に設置される消防用設備等を正確に把握し、設置に関する十分な指導を行うことにより、消防用設備等の適切な設置を図ることを目的とするものであるから、(1)及び(2)の運用に当たっては、実際に設置される消防用設備等の適切な把握に欠けることのないよう、図書の内容等に配慮すること。
- (5) 「ガス系消火設備等に係る取扱いについて」(平成7年5月10日付消防予第89号)に掲げるガス系消火設備については、不活性ガス消火設備に準じて概要表を作成、添付すること。
- (6) 自動火災報知設備と連動の放送設備については、自動火災報知設備の着工届に係る図書を添付すること。
- (7) 排煙設備、連結散水設備及び連結送水管については、着工届に準じた関係図書を排煙機又は配管の取付工事前に提出すること。

第2 設置届

- 1 防火対象物の消防用設備等の設置工事が完了した日から4日以内に、規則第31条の3に定める別記様式第1号の2の3により届出を行うこと。
- 2 添付図書は消防用設備等に関する図書及び各消防用設備等の消防用設備等試験結果報告書（平成元年12月1日号外消防庁告示第4号）とする。

なお、消防用設備等に関する図書とは次のものが該当する。

- 設計書
- 仕様書
- 計算書
- 系統図
- 配管及び配線図並びに平面図
- 立面図及び断面図

なお、当該添付図書は、着工届等に添付した図書と同一のものとなるものにあつては、これを省略することができる。

- 3 当該届出は防火対象物ごとに、原則として消火設備、警報設備又は避難設備ごとに一括して届け出るものであること。

第3 軽微な工事に関する届出の省略

別紙1の2～4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、別表2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、当該届出を要しないことができるものとする。(軽微な工事又は別紙1の6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合を除く。)

なお、軽微な工事に該当するかどうかの判断が難しいものにあつては、甲種消防設備士に対して、事前に相談、協議するよう指導すること。

- (1) 令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等に係る工事については、着工届出の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行うこと。
- (2) 甲種消防設備士は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書(設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等)及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成、整備し、防火対象物の関係者に提出すること。
- (3) 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、規則第31条の4第2項に規定する維持台帳に、所要の書類を添付して保存し、立入検査時等に提示できるようにしておくこと。

当該維持台帳は、各消防用設備等ごとに構造、性能等及び設置時からの状態(履歴)を明確にしたもので、おおむね次の図書等を編冊(重複する図書、関連する図書等は合本することができる。)したものである。

- 着工届出書の写し
- 消防用設備等設置届出書の写し
- 消防用設備等試験結果報告書
- 消防用設備等検査済証
- 消防用設備等点検結果報告書の写し
- 点検表(消防用設備等点検結果総括表及び消防用設備等点検者一覧表により代替をする場合を含む。)
- 消防用設備等の修理、整備の経過一覧表
- 消防用設備等に関する図書(設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等)
- 現場の状況を補足する写真、試験データ等
- その他必要な書類(法第4条に基づく立入検査時の結果通知書等)

消防用設備等に係る工事の区分

1 新設

防火対象物（新築のものを含む。）に従前設けられていない消防用設備等を新たに設けることをいう。

2 増設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。

3 移設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。

4 取替え

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。

5 改造

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。

6 補修

防火対象物に設置されている消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。

7 撤去

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。

別表2 軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増 設	移 設	取 替 え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	①消火栓箱 →2基以下で既設と同種類のものに限る。 →加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	①消火栓箱 →同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	①ヘッド →5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 →加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ②補助散水栓箱 →2個以下で既設と同種類のものに限る。	①ヘッド →5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ②補助散水栓箱 →同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	①ヘッド →既設と同種類のもの →1の選択弁において5個以内 →加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド →1の選択弁において2個以内 ②手動起動装置 →同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	①ヘッド →既設と同種類のもの →1の選択弁において5個以内 →加圧送水装置の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド →1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲 ②手動起動装置 →同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置（制御盤を含む）、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品

<p>不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備</p>	<p>①ヘッド、配管（選択弁の二次側に限る） →既設と同種類のもの →5個以下で、薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ②ノズル →既設と同種類のもの →5個以下で、薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ③移動式の消火設備 →既設と同種類のもの →同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器 起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 →既設と同種類のもの →同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。</p>	<p>①ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る） →5個以下で放射区域の変更のない範囲 ②ノズル →5個以下で放射区域の変更のない範囲 ③移動式の消火設備 →同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器 起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 →同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。</p>	<p>すべての構成部品 →放射区画に変更のないものに限る。</p>
<p>自動火災報知設備</p>	<p>①感知器 →既設と同種類のもの →10個以下 ②発信機、ベル、表示灯 →既設と同種類のもの →同一警戒区域内に限る。</p>	<p>①感知器 →10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ②発信機、ベル、表示灯 →同一警戒区域内に限る。</p>	<p>①感知器 →10個以下 ②受信機、中継器 →7回線を超えるものを除く。 ③発信機、ベル、表示灯</p>
<p>ガス漏れ火災警報設備</p>	<p>①検知器 →既設と同種類のもの →5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p>	<p>①検知器 →5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p>	<p>受信機を除く。</p>
<p>避難器具（金属製避難はしご（固定式のものに限る。）（救助袋）（緩降機）</p>	<p>該当なし</p>	<p>①本体、取付金具 →同一階に限る。 →設置時と同じ施工方法に限る。</p>	<p>①標識 ②本体、取付金具 →設置時と同じ施工方法に限る。</p>

(参 考)

消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用

工事の区分	着 工 届	設 置	
		届 出	消 防 検 査
新 設	必 要	必 要	必 要
増 設 移 設 取 替 え	☆ 原則として必要 ☆ ただし、別表2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、不要とすることができる。 ○工事：甲種消防設備士が実施 ○甲種消防設備士：試験結果報告書等を作成・整備 ○防火対象物の関係者：経過一覧表への記録、維持台帳の整備・保存等	必 要	☆ 必要 ☆ ただし、別表2に掲げる軽微な工事にあつては、次により取り扱うことになり、現場確認を省略することができる。 ○消防機関：査察時等の機会をとらえ、維持台帳の内容及び現場の状況を確認
改 造	必 要	必 要	必 要
補 修 撤 去	不 要	不 要	不 要

(参考)

- 「消防用設備等に係る執務資料の送付について」(平成10年5月1日付け消防予第67号)

第5 消防用設備等に係る届出等

1 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用

(消防用設備等の改修の位置づけ等について)

問 20 消防用設備等着工届出書及び消防用設備等設置届出書に掲げる工事の種類のうち「改修」は、「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」(平成9年12月5日付け消防予第192号。以下「192号通知」という。)別紙1に掲げる工事の区分のいずれに該当するのか。また、192号通知別紙1に掲げる工事は、消防法(以下「法」という。)第17条の5に掲げる「工事」及び「整備」のいずれに該当するのか。

答 前段 当該工事の内容に応じ、「取替え」又は「改造」に該当する。

後段 「新設」、「増設」、「移設」、「取替え」及び「改造」は「工事」に該当し、「補修」は「整備」に該当する。

(軽微な工事を反復して行う場合の取扱いについて)

問 21 一の消防用設備等について、192号通知別紙2に掲げる軽微な工事を反復して行う場合にあっては、1回の工事が軽微な工事の範囲内であれば、着工届を省略できるものとして取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおり。

なお、短期間に反復して行われる場合にあっては、その理由、工事工程等を確認しておく必要がある。

(異なる区分の工事を同時に行う場合の取扱いについて)

問 22 自動火災報知設備の感知器10個の移設(軽微な工事に該当)と受信機の改造(軽微な工事に非該当)を同時に行う場合、当該自動火災報知設備について、着工届の省略を認めてよいか。

答 認められない。

問 23 屋内消火栓箱2基の増設(軽微な工事に該当)と自動火災報知設備の感知器15個の増設(軽微な工事に非該当)を同時に行う場合、屋内消火栓設備については、着工届の省略を認めてよいか。

答 お見込みのとおり。

(着工届の省略に係る罰則の適用について)

問 24 法第17条の5に掲げる消防用設備等の工事については、法第17条の14の規定により着工届が必要とされるが、192号通知第1、1により当該届出が省略された場合にあっては、法第44条第6号の規定(着工届出等の懈怠に係る罰則)は適用されないと解してよいか。

答 お見込みのとおり。

(軽微な工事に係る着工届の受理について)

問25 軽微な工事に係る着工届が提出された場合、これを受理しないこととしてもよいか。

答 届出が行われた場合には、受理することとされたい。

なお、届出者に対しては、当該届出等の機会を捉え、軽微な工事に係る運用について周知されたい。

(軽微な工事に係る現場確認について)

問26 軽微な工事に係る消防検査については、192号通知第1、2(2)において、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により行うこととされているが、これらの書類のみでは基準適合性の確認を十分行うことができない場合にあつては、現場確認を行うこととしてよいか。

答 お見込みのとおり。

2 消防用設備等に係る届出等に関する運用

(重複する添付書類の省略について)

問28 着工届又は設置届に係る添付書類のうち、付近見取図、意匠図(建築平面図、断面図、立面図等)、関係設備共通の非常電源関係図書及び防火対象物の概要表については、192号通知第2において防火対象物単位で提出することができることとされているが、異なる消防用設備等に係る平面図、断面図等についても、同様の取扱いとしてよいか。

答 消防用設備等の区分、配置、配管・配線状況等が明確にされている場合にあつては、お見込みのとおり。

(関係設備共通の非常電源に係る届出者について)

問29 着工届又は設置届に係る添付書類のうち、関係設備共通の非常電源関係図書については、192号通知第2において防火対象物単位で提出することができることとされているが、この場合における届出者については、どのように取り扱うべきか。

答 原則として、当該非常電源に係る消防用設備等の工事を行う消防設備士が連名で行う必要があるが、電源を供給する主たる消防用設備等の工事に係る消防設備士が代表して行うこととしてもさしつかえない。